

# やまなし就農魅力発信イベント開催及び就農魅力発信ホームページ作成業務委託 仕様書

## 1 件名

やまなし就農魅力発信イベント開催及び就農魅力発信ホームページ作成業務委託

## 2 目的

農業就業人口の減少は依然として続いており、畜産など高齢化や担い手不足により生産基盤の弱体化が深刻な分野もあるため、民間のノウハウ等を活用し、本県の果樹、野菜、花き、普通作物、畜産等、気候・風土に合った特色ある農業の魅力とともに就農に向けた支援体制などを強力にPRし、担い手確保を図ることが重要である。

この業務は、県への新たな就農希望者の掘り起こしに向け、本県で活躍している農業者のモデル的な事例とともに、本県の就農支援策ばかりでなく、自然環境、住環境等、様々な面から就農地としての本県の優位性や魅力を情報発信するものである。

業務の実施に当たっては、子育て世代前後の女性にも配慮し、地方での就農を考えている者に対して、イベント参加及びホームページ視聴を促し、山梨県への就農に繋がるようなインパクトのあるイベント及びホームページ作成をするものとする。

上記の内容の業務を遂行するために、十分な制作体制が整えられた事業者からイベント開催及びホームページを作成に向けた企画提案を募るものである。

## 3 履行期間

契約締結から令和3年3月31日（水）まで

## 4 業務内容

### (1) やまなし魅力発信イベント開催（都内で参加者を集めてイベントを行う場合）

地方での就農を考えている者を対象として、本県で活躍する先輩就農者との座談会、ワークショップ等、参加・体験型のセミナーを実施し、参加者が本県での就農を考えるきっかけとなるようなイベントを行う。また、開催にあたっては、新型コロナウイルスの感染防止策（(例) 参加者の3密を避ける、通気性の良い会場を使用するなど）を実施し、可能な限り都内で参加者を集める形で開催を目指すものとするが、感染状況により、一部のイベントが通常開催ができない場合は、(2) に示す代替案（オンラインで行う場合）による開催に代えるものとする。

- ・開催回数：合計3回
- ・開催時期 1回目（9月上旬）  
2回目（10月上旬）  
3回目（12月～1月）

※ただし、開催時期は県と協議の上で変更できるものとする。

- ・定員：各回20名～30名程度
- ・受講料：無料

① 講座内容（以下の内容を網羅し、県と協議のうえ決定すること。）

- ・本県で果樹、野菜、畜産の分野で活躍する先輩就農者による事例紹介。各回2つの分野をテーマとし、各分野講師（先輩就農者）は1人ずつとすること。テーマは以下のとおり。

1回目：もも、野菜

2回目：ぶどう、野菜

3回目：果樹（もも、ぶどうのいずれか）、畜産（採卵鶏農家を想定）

- ・県産農産物（ももやぶどう、野菜、畜産物等）を試食、先輩就農者と参加者との座談会形式での交流

※参加者に対し、事前にアンケートを実施し、座談会の中で、参加者が興味のある分野の話を可能な限り聞くこと（先輩就農者と交流）ができるよう配慮すること。

※提供する試食品は、県との協議のもと、その時期の旬のものとする。

※1回目がもも、野菜、2回目がぶどう、野菜、3回目果樹の加工品と畜産物の加工品とすること。

※講師となる農家は、県と協議を行い、決定する。特に畜産は、アニマルウェルフェアを実践している採卵鶏農家から選定すること。

- ・希望者に対する個別相談（独立自営就農、農業法人への就職等）

② 会場運営

- ・会場や開催に必要な備品等は受託者自身で用意すること。
- ・会場内にスタッフを配置し、参加者の入場から退場までの受付、誘導、会場内アナウンス及び体調不良者等への救急対応等、運営全般を行うこと。
- ・参加者の事故や怪我等を未然に防ぐため、安全面には十分配慮すること。

③ 参加者の募集

- ・参加者の申し込み受付及び決定は、県と受託者が協力して行うものとする。

④ 広報活動

- ・参加者募集チラシは受託者が制作を行い、広報活動は、受託者と県が協力して行うものとする。

⑤ 開催経費

- ・講師謝礼、旅費、会場使用料（備品レンタル料含む）、人件費、広報費等、開催に関する経費は、全て当該受託料に含むものであること。

⑥ アンケートの実施

- ・参加者に対してアンケートを実施するとともに、回収したアンケートについて、集計を行うこと。なお、アンケートは、県が指定する日時までに作成し、県の了承

を得た後、参加者数に応じた必要部数を印刷すること。

## (2) やまなし魅力発信イベント開催（オンラインでイベントを行う場合）

新型コロナウイルス感染防止の観点から、一部のイベントが都内で参加者を集めて開催ができない場合は、以下のとおり実施するものとする。

### ① 開催概要

- ・開催場所：オンライン（講師と参加者がオンライン上で相互にコミュニケーションが可能で、かつ、イベント内においてグループに分かれたコミュニケーションが可能な Remo conference、Zoom 等のオンラインカンファレンスツール上においてイベントを行うもの）

- ・開催場所以外は（1）と同様。

- ・オンライン上において、参加者全員に対し、本県で果樹、野菜、畜産の分野で活躍する先輩就農者による事例紹介。各回2つの分野をテーマとし、各分野講師（先輩就農者）を1人ずつとすること。テーマは以下のとおり。

- 1回目：もも、野菜

- 2回目：ぶどう、野菜

- 3回目：果樹（もも、ぶどうのいずれか）、畜産（採卵鶏農家を想定）

- ・イベント開催前に予め参加者のもとに県産農産物（ももやぶどう、野菜、畜産物等）を配送し、イベント時に各自試食する形をとること。

- ・先輩就農者と参加者がオンライン上において交流を図ることができる体制をとること。

※参加者に対し、事前にアンケートを実施し、先輩就農者と参加者が交流を図る際、参加者が興味のある分野の話を可能な限り聞くこと（先輩就農者と交流）ができるよう配慮すること。

※提供する試食品は、県との協議のもと、その時期の旬のものとする。

※1回目がもも、野菜、2回目がぶどう、野菜、3回目果樹の加工品と畜産物の加工品とする。

※講師となる農家は、県と協議を行い、決定する。特に畜産は、アニマルウェルフェアを実践している採卵鶏農家から選定すること。

- ・オンライン上において、希望者に対する個別相談（独立自営就農、農業法人への就職等）※後日でも可

### ② 会場運営

- ・開催に必要なオンラインカンファレンスツール、備品等は受託者自身で用意すること。ただし、先輩就農者がオンラインイベントに参加するための会場及び備品等については県が協力するものとする。

- ・開催前に予め活用するオンラインカンファレンスツールについて、先輩就農者及

び参加者に対し、受託者より使用方法等の説明を行うこと。

- ・オンライン上における受付、誘導、アナウンス、開催に関する進行等、運営全般を行うこと。

③ 試食品の配送

- ・開催前に予め参加者に対し、試食品の配送を行うこと。配送経費は受託者の負担とし、配送については、受託者と県が協力するものとする。

④ 参加者の募集

- ・参加者の申し込み受付及び決定は、県と受託者が協力して行うものとする。

⑤ 広報活動

- ・参加者募集チラシは受託者が制作を行い、広報活動は、受託者と県が協力して行うものとする。

⑥ 開催経費

- ・講師謝礼、旅費、試食品代金及び配送経費、オンラインカンファレンスツール使用料、人件費、広報費等、開催に関する経費は、全て当該受託料に含むものであること。

⑦ アンケートの実施

- ・参加者に対してアンケートを実施するとともに、回収したアンケートについて、集計を行うこと。なお、アンケートは、県が指定する日時までに原稿を作成し、県の下承を得た後、参加者数に応じた必要部数を印刷すること。

(3) やまなし魅力発信ホームページの作成及び情報発信

① ホームページ掲載内容

- ・本県農業の特色や魅力に関する紹介

※紹介する分野は果樹、野菜、畜産（畜産については、特に甲州統一ブランド食肉やアニマルウェルフェア）とすること。

- ・本県農業で活躍する先輩就農者の紹介

- ・山梨県の暮らしやすさ等、移住先としての魅力も掲載すること。

- ・最新の県の就農支援制度等について視聴者が閲覧できるよう、県のリンク先をホームページ内に掲載すること。

※詳細については、県と協議して決定すること。

② 納品日及びホームページ掲載時期について

- ・ホームページに掲載する内容案を PDF データで9月上旬までに担い手・農地対策課に提出し、内容を協議した後、10月上旬までにホームページを掲載するものとする。

③ 素材の提供及び知的財産権について

- ・県等が保有する画像及び動画の素材を、必要に応じて受託者へ提供する。ただし、時代考証に留意し、必要なものは受注者が新たに撮影を行うこと。

- ・業務中及び業務完了後において第三者と知的財産権に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする（県から受託者へ提供した素材に起因する場合を除く。）

#### ④ 情報発信及び広報活動

- ・作成したホームページに関して、県と受託者が協力して SNS 等の媒体を用いながら情報発信を行うものとする。

#### ⑤ ホームページ作成に関する経費

- ・人件費、資料作成費、取材費、サーバー使用料、広報費等に関する経費は当該受託料に含むものであること。

### 5 県への実施報告

受託者は、委託業務完了後速やかに、委託業務実施報告書を県に提出する。

### 6 委託業務の一般的事項

- ・委託業務を実施する上で知り得た個人情報や企業情報等を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすこと等のないよう、情報の取り扱いには万全の注意を払わなければならない。

- ・委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「やまなし就農魅力発信イベント開催及び就農魅力発信ホームページ作成業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- ・委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心がけなければならない。

- ・委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。

- ・委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得なければならない。

- ・委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度の4月1日から5年間保存しておくこと。

- ・委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行うなど、情報共有を密にしなければならない。

### 7 その他

本仕様書に明示なき事項及び委託業務を実施するに当たり疑義が生じた事項は、山梨県と受託事業者で協議の上で決定するものとする。